

# 日本障害者射撃競技規則2001年版

## 2001年2月1日施行

### 目次

序文	2
第1部	
ISCD（国際障害者射撃委員会）規則	3
国内適用規定	30
第2部	
国内一般競技会への参加に関する規定	31

## 序文

本規則は、以下の目的を達成することを意図して制定・実施されたものである。

- 1．障害をもつ射手の競技参加の権利を確立し、その機会を保証する。
- 2．障害をもつ射手が参加する競技会における競技の公平性を確保する。
- 3．障害をもつ射手が参加する競技会の品質の高さを維持する。
- 4．わが国の障害者射撃の競技水準を向上させる。

## 第1部 ISCD規則

### 第1章：総論

#### 1.1 基本規則

1.1.1 国際障害者射撃委員会（International Shooting Committee for the Disabled．以下ISCDと呼ぶ）が定める本規則によって修正されている場合を除いて，あらゆる場面でISSF規則が実施される．ISSF規則はすでに本規則の前提として実施されているものであり，本規則集に挿入されたり再度記載されていない．本規則はISSF規則と関連して解釈されなければならない．

国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee．以下IPCと呼ぶ）規則は本規則集に挿入されたり再度記載されていない．ISCD射撃規則集の規則は適用できる場合はIPC規則と関連して解釈されなければならない．

1.1.2 本規則集に記載されていない事態が生じた場合は，ISCDが裁定する．

1.1.3 ISCDは，パラリンピック年の4年ごとの会議の間に各国集会（Assembly of Nations）によって選出され，任期は4年である．この委員会は，3名以上6名以下の委員によって構成される．

1.1.4 全ての銃器はISSF規則にしたがって安全に操作され抜弾されなければならない．射撃競技に参加する選手がライフルおよびピストルを確実に安全に操作ようにすることはコーチおよびチームの指導者の責任である．本規則に違反した場合は，即時退場処分がありうる．

1.1.5 反則は以下のように処分される．

- a. 1回目の反則：警告（イエローカード）
- b. 2回目の反則：2点減点（グリーンカード）
- c. 3回目の反則：選手の退場（レッドカード）

1.1.6 競技番号は各競技会ごとに選手に割り振られ，すべての選手名簿および時間割などに明記される．この番号と選手が該当するクラスと小クラスが，選手の射撃コートの背中あるいは射撃に用いる椅子の背もたれに表示される．これらは観客から容易に判読するのにじゅうぶんな大きさでなければならない．

1.1.7 上訴を含めて，技術的な事柄に関する全ての抗議はISSF規則（一般技術規則，第13章）に則って扱われる．ただし，抗議手数料はISCD規則集に従って決められる．抗議手数料（US \$ 50）は組織委員会に持参されなければならない．上訴はUS \$ 100の料金を添えて行わなければならない．抗議が認められた場合は，抗議手数料は組織委員会によって払い戻される．抗議が認められなかった場合は，抗議手数料は返金されない．上訴ジュリーの決定は最終的なものである．（抗議書の見本が付録Gとして添付してある）

1.1.8 パラリンピック大会，世界選手権および大陸選手権の場合には，ISCDは組織委員会に種目ごとの国あたりの選手数を制限させることを決定できる．

1.1.9 ある種目が成立するには，選手数はスターティングリストにおいて4ヶ国から6名でなければならない．

- 1.1.10 世界選手権および地域選手権においては、選手はライフル種目規則RR1およびピストル種目規則PR1に記載されている種目に参加する資格がある。混合種目（男/女）は"Coed"と表示される。
- 1.1.11 パラリンピック大会においては、選手はライフル種目規則RR2およびピストル種目規則PR1に記載されている種目に参加する資格がある。混合種目（男/女）は"Coed"と表示される。
- 1.1.12 公認射撃競技会の運営を希望する入札は、IPC規則にしたがって提出されなければならない。
- 1.1.13 ISCDの技術代表は、上訴ジュリーを承認し、上訴ジュリーに含まなければならない。ジュリーおよび上訴ジュリーの氏名は競技開始に先立って公表されなければならない。
- 1.1.14 各公認競技会のジュリーの構成は以下のようである。
- a. ISSFジュリーは以下を統括する。
    - ISSF規則にもとづくISSF審判1名
    - ISCDから指名された射場役員2名
  - b. 上訴ジュリー
    - 議長1名（技術代表）
    - ISSFもしくはジュリーから1名
    - ISCDから1名
- 1.1.15 競技会の開始前に、ISCD技術代表が監督して、参加各国および組織委員会の代表による技術会議が開かれなければならない。
- 1.1.16 選手、チーム役員、チームメンバーもしくはその他の者で以下に該当する者は、罰せられることがある。
- フェアプレイの精神に反する者
  - 競技運営に携わっている委員会のメンバー、競技役員および審判に従わない者
  - ISCD、IPC、あらゆる国際競技団体および運営組織の名誉を損なう行為をする者
- 1.1.17 ISCDは、その状況において関連する国際競技団体の規則にしたがい適していると見られるならばいかなる処分も与えることができる。
- 上訴の権利は関連する国際競技団体の実行委員会にゆだねられる。
- 1.1.18 関連する国際競技団体の公認を受けていない国内競技団体は、関連する国際競技団体の規則にしたがって会員としての権利を保留されることがありうる。
- 1.1.19 関連する国際競技団体の規則にしたがって、文書による上訴が許される。
- 1.2 記録
- 1.2.1 記録が国際障害者射撃委員会に承認されるには、競技会は：

- a. ISCDによって公認されていない。
- b. ISSFおよびISCD規則にしたがって競技が実施されなければならない。
- c. パラリンピック，世界選手権，ヨーロッパ選手権，パン - アメリカ選手権，フェスピック，パン - アフリカ選手権，アジア選手権，オセアニア選手権または大陸選手権でなければならない。
- d. すべての記録はドーピング規制規則にしたがうものである。

1.2.2 加えて，公認を得て記録の承認を受けるためには，競技会の組織委員会は以下の条件に適合していなければならない。

- a. ISCD事務局が，IPC規則にしたがって競技会の実施要領について通知を受けていなければならない。
- b. 技術代表1名またはISCD技術代表1名が，競技を監督するために組織委員会の経費負担で競技会に参加しなければならない。
- c. ISCDの射場役員2名が組織委員会の費用負担でジュリーとしてその競技会に参加しなければならない。
- d. 2名の医師クラス分け委員もしくはパラメディカルクラス分け委員が，組織委員会の費用負担でクラス分けに参加しなければならない。
- e. すべての競技成績と樹立された記録が，記録簿の登録と保管のために競技会后2ヶ月以内にISCD事務局に送付されなければならない。
- f. 記録認定申請書（書式と要領が付録Fとして添付されている）が提出期限内にISCD事務局に提出されなければならない。

### 1.3 射撃用の椅子

1.3.1 明確に定義するために，車椅子，腰掛け，椅子および座部を，「射撃用の椅子」と呼ぶ。

1.3.2 選手は，腰を降ろすのであって，もたれかかってはいけない。座角は垂直から30度を超えてはならない。

1.3.3 測定は股関節と肩を結ぶ線で行われる。

座って射撃をするSH1Aの選手の場合，

射撃用の椅子はその選手の身長に合ったものでなければならない。（規則5.8をも参照のこと）

座角には制限はない。

射撃用の椅子の座部の表面の角度は水平から5度以内まで許される。

椅子には最大5 cmまで圧縮性のある素材を張り付けてもよい。

選手は，平衡を失うことなくかつ上体を動かすことなく両足を床から離すことができなければならない。

測定は以下のように行われる。

- 射撃の装備を身に付けて射撃姿勢をとった状態で
- 射撃の装備を身に付けず上体を直立させた状態で

1.3.4 SH1BおよびSH2Bの射手は，射手の背中の中長の最大1 / 3の高さの背もたれを用いることが

許される。背骨の長さは、射手が座っている場所の表面から、背骨の輪郭に沿ってC7椎骨（第7頸椎）までの長さで測定される。

注記：ほとんどの場合、これは腸骨棘（骨盤の頂部）であろう。

- 1.3.5 SH1CおよびSH2Cの射手は、最大で脇（腋窩）の下10 cmの高さの背もたれを用いることが許される。
- 1.3.6 射撃間に選手が寄り掛かって休憩できるようなどのような高さの背もたれを射撃用の椅子に取り付けてもよい。ただし、射手は射撃中には背もたれから20 cm離れていなければならない。例えば、このような背もたれは、使用していないときには明瞭に選手から離れているような工夫の施されたものであろう。
- 1.3.7 座って射撃をするSH1およびSH2の選手は立って射撃をすることを選択してもよい。その場合、医学的に証明された通常の補装具／整形術を除いては、選手はいかなる人工的な支えからも離れていなければならない。
- 1.3.8 立って射撃をする場合、すべての射撃姿勢は、膝射姿勢およびエアライフル伏射姿勢を除いては、ISSF規則に記されているように射撃される（ライフル規則RR11.2を参照せよ）。
- 1.3.9 射撃用の椅子は選手が用意する。
- 1.3.10 射撃用の椅子にくくりつけることは許されないが、足を椅子にくくりつけること、または両脚膝上切断者において両脚残部をストラップでくぐることは許される。両脚をいっしょにくくってもよい。
- 1.3.11 床あるいは地面に接する射撃用の椅子もしくは身体のすべての部分が射撃線より後ろに位置しなければならない。

## 第2章：出場資格

- 2.1 世界選手権および地域選手権の出場資格
  - 2.1.1 選手は、出場を希望する世界選手権および地域選手権の各種目について、ライフルおよびピストルともに規則2.5に示されている基準点を満たしていなければならない。
  - 2.1.2 基準点は、国内選手権もしくはISCDが指定するその他の競技会で達成されなければならない。  
  
上記の選手の成績は、出場資格として考慮されるには、競技会終了後2ヶ月以内にISCD事務局に提出されなければならない。
  - 2.1.3 国および選手は、基準点に到達してなくても競技会に出場することが許されることがある。この目的のために、ワイルドカードが当該国および／あるいは選手に配布される。
- 2.2 パラリンピック大会の出場資格
  - 2.2.1 選手は、出場を希望するパラリンピック大会の各種目について、ライフルおよびピストルともに

規則2.6に示されている基準点を満たしていなければならない。

- 2.2.2 基準点は、世界選手権および地域選手権もしくはISCDが指定するその他の競技会で達成されなければならない。

世界選手権および地域選手権の成績は、出場資格として考慮されるには、競技会終了後2ヶ月以内にISCD事務局に提出されなければならない。

- 2.2.3 ランキングリストが、競技会に出場したすべての選手について作成される。このランキングリストは、2回のパラリンピック大会の間の4年周期の公認および指定競技会から構成される。

- 2.2.4 大会組織側の限界と合意にもとづき、ISCDによるパラリンピック大会への出場割り当てがこのランキングに基づいて行われる。

- 2.2.5 選手が出場する種目および競技会ごとに、選手の500点（40発種目では300点）を越える部分がランキングポイントとして算入される。この手順はその種目についてMQSに到達するまで継続される。

MQS以下の得点は、ランキングポイントには算入されない。

- 2.2.6 2.2に加えて、国と射手は基準点到達していなくてもパラリンピックおよび世界選手権/地域選手権に出場することができる。この目的のためには、ワイルドカードが当該国および/あるいは選手に配布される。

- 2.3 世界選手権および地域選手権の出場資格条件

- 2.3.1 以下の条件を満たす国内選手権で基準点を越えなければならない。

- a. ISCDによって公認あるいは指定されていること。
- b. ISCD競技規則にしたがって実施されていること。
- c. その世界選手権および地域選手権が開催される4年のパラリンピック周期内に開催されること。
- d. ISCD事務局が、競技会の実施日の前に通知を受けていなければならない。
- e. 競技記録の登録と保管のために、達成された全ての記録が競技会終了後2ヶ月以内にISCD事務局に届けられなければならない。

- 2.4 パラリンピック大会の出場資格基準

- 2.4.1 以下の条件を満たす競技会で基準点を越えなければならない。

- a. ISCDによって公認あるいは指定されていること。
- b. ISCD競技規則にしたがって実施されていること。
- c. その世界選手権および地域選手権が開催される4年のパラリンピック周期内（次回のパラリンピックの年を含む）に開催されること。
- d. ISCD事務局が、IPC規則および規定にしたがって、通知を受けていなければならない。
- e. 記録簿とランキングシステムの登録と保管のために、達成された全ての記録が競技会終了後2ヶ月以内にISCD事務局に届けられなければならない。
- f. ISCD規則にしたがって、機能クラス分けが実施されなければならない。

g. ISCDの競技役員2名が組織委員会の費用負担でジュリーとしてその競技会に参加しなければならない。2名の医師クラス分け委員もしくはパラメディカルクラス分け委員が、組織委員会の費用負担でクラス分けに参加しなければならない。

## 2.5 世界選手権および地域選手権の基準点

種目記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	エアライフル立射	男子	SH1	545
R2	エアライフル立射	女子	SH1	355
R3	エアライフル伏射	混合	SH1	575
R4	エアライフル立射	混合	SH2	570
R5	エアライフル伏射	混合	SH2	575
R6	イングリッシュマッチ	混合	SH1	560
R7	スモールポアフリーライフル	男子	SH1	1060
R8	スモールポアスポーツライフル	女子	SH1	525
R9	エアライフル立射	混合	SH3	545
P1	エアピストル	男子	SH1	535
P2	エアピストル	女子	SH1	340
P3	スポーツピストル	混合	SH1	530
P4	フリーピストル	混合	SH1	490

## 2.6 パラリンピックの基準点

種目記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	エアライフル立射	男子	SH1	550
R2	エアライフル立射	女子	SH1	360
R3	エアライフル伏射	混合	SH1	585
R4	エアライフル立射	混合	SH2	580
R5	エアライフル伏射	混合	SH2	585
R6	イングリッシュマッチ	混合	SH1	565
R7	スモールポアフリーライフル	男子	SH1	1070
R8	スモールポアスポーツライフル	女子	SH1	530
P1	エアピストル	男子	SH1	540
P2	エアピストル	女子	SH1	345
P3	スポーツピストル	混合	SH1	535
P4	フリーピストル	混合	SH1	500

## 第3章：団体戦

### 3.1 基本規則

3.1.1 各種目で団体戦を行うことができる。ただし、パラリンピック大会を除く（ISSFと同様）。

3.1.2 全ての団体は3人の選手からなる。  
各種目あたり1カ国から1団体だけが参加できる。

- 3.1.3 ある種目で団体戦を実施するには、少なくとも4カ国がスタートリストに登録されていなければならない。
- 3.1.4 全ての団体は、その種目の射座割り抽選が行われる前に、適当な書式による文書で指名されていなければならない。

### 3.2 団体戦の成績

団体戦には個人戦の記録が適用される。個人戦と別個に団体戦が実施されることはない。

### 3.3 団体メダル

団体戦におけるメダルはISSFおよびIPCの規定にしたがって（金3個、銀3個および銅3個）授与される。

## 第4章：機能クラス分け

### 4.1 基本規則

- 4.1.1 射撃競技においては、選手は二つの大きなクラスの一方に分類される。この分類は、選手の射手としての機能にもとづくものであり、ISCDの機能クラス分け委員会によって決定される。
- 4.1.2 機能クラス分け委員会は、少なくとも1名の医師/パラメディカルの役員および1名の技術役員から構成される。これらはいずれもISCDによって資格を認定された者でなければならない。
- 4.1.3 国際的なクラス分け委員として公認されるための基準は、指針（本規則の第10章を参照せよ）に定められる。

射手は、競技会で使用する射撃用の椅子、クッションならびに射撃コートをもってクラス分け判定室に入室しなければならない。

- 4.1.4 競技会中のクラス変更は認められない。
- 4.1.5 すべての機能クラス分けは、競技会の開始に先立って終了していなければならない。選手は、射撃機能クラス分け委員会の委員の署名のある機能クラス分けカードをもたずに競技を始めてはならない。
- 4.1.6 機能クラス分け委員会のみが、選手の再クラス分けを行うことができる。ただし、二つの機能クラス分け委員会が設置されている場合は、最初のクラス分けを行ったクラス分け委員会は抗議を裁定するために選手を再検査しないものとする。
- 4.1.7 以下の場合に再クラス分けが実施される。

- a. 選手の身体状況が著しく変化した（進行性の疾病など）場合で、選手の国内スポーツ組織の医学役員がそうであると証明した場合。
- b. 機能クラス分け委員会が再クラス分けが必要であると決定した場合。

c. 抗議があった場合 .

- 4.1.8 機能クラス分けに関する抗議は、ISCD機能クラス分け委員会に対して訴えられなければならない。クラス分けに関する抗議の手数料（100米ドル）は機能クラス分け委員の抗議ジュリー筆頭に支払われなければならない。抗議手数料は、抗議が認められた場合は返還され、抗議が否認された場合はISCDに納められる。
- 4.1.9 選手が自分自身のクラス分けについて訴える抗議は、クラス分け後30分以内に申し立てなければならない。
- 4.1.10 選手自身以外によって抗議がなされる場合、それが競技会の開始24時間以前に訴えられ再クラス分けが実施された場合は、新しいクラスがその競技会に適用される。再クラス分けがその競技会の間に行われた場合は、新しいクラスは次の競技会から適用される。
- 4.1.11 抗議を処置したクラス分け委員の決定は、最終的なものである。
- 4.1.12 特別な状況においては、機能クラス分け委員会は背骨の特殊な生理学的状況に対処するため、特別の背もたれの使用を認めることができる。

SH2の選手は、SH1ピストル射手として競技する二重クラス分けを受けることが認められる。このような競技参加は、機能クラス分け委員会によって承認され、クラス分けカードに記載されなければならない。

4.2 最小限の障害

4.2.1 ピストル種目における銃をもたない腕の最小限の障害

- a. 手首より上の切断。
- b. 銃をもたない腕に少なくとも50ポイントの筋力低下があり、かつ銃をもたない腕によってピストルに装弾することができないこと。
- c. この章の4.2.1aおよび4.2.1bに記載されている障害と同等であると考えられる筋力低下および協応動作の障害をともなう重い関節の動きの障害。

4.2.2 ライフル種目における上肢の最小限の障害

- a. 残存が前腕の2 / 3以下である肘から下の切断。
- b. 一方の上肢における少なくとも30ポイントの筋力低下もしくは両上肢における少なくとも50ポイントの筋力低下。
- c. この章の4.2.2aおよび4.2.2bに記載されている障害と同等であると考えられる筋力低下および協応動作の障害をともなう関節の動きの重い障害。

4.2.3 ピストルおよびライフル種目における下肢の最小限の障害

- a. 足首の切断。
- b. 一方の下肢における少なくとも20ポイントの筋力低下もしくは両下肢における少なくとも25ポイントの筋力低下。
- c. 筋力低下および協応動作の障害をともなう関節の動きの重い障害。
- d. この章の4.2.3aおよび4.2.3bに記載されている障害と同等であると考えられる障害。ただし、通常の姿勢での片脚の膝または足首の硬直、または一方の股関節の人工骨頭を除く。

4.2.4 小人症は、それ以外に上記の最小限の障害に該当する障害がなければ参加を認められない。

4.2.5 最小限の障害を記述するすべての規則は、射撃に有利あるいは不利を与える障害としての観点から考慮されるべきものである。全ての場合において、クラス分け委員会が最終的な判断を下す。

#### 4.3 クラス

全ての選手は二つの大きなクラスSH1あるいはSH2のいずれかに分けられ、さらに小クラスに分けられる。

SH1： SH1A-SH1B-SH1C

SH2： SH2A-SH2B-SH2C

#### 4.4 SH1クラスの詳細な説明

これらの障害のグループ分けは、指針としてのみ用いられるべきものである。機能クラス分け委員会は、全ての装備を着用して射撃姿勢をとった状態で各事例について検討することができる。

*射撃スタンドを必要としないピストルおよびライフル射手。*

##### 4.4.1 SH1Aクラス

立つことができ、通常の体幹機能をもつ、座位で射撃をする選手。射撃用椅子には背もたれを付けることは許されない。これらの選手は、希望すれば立位で射撃することを選択してもよい。

##### 4.4.2 SH1Bクラス

下肢の機能が失われているかもしくは下肢に重い障害があり、かつ骨盤のコントロールが良好な（腹部/背部の伸筋、腰方形筋が機能する）、座位で射撃をする選手。射撃用椅子に低い背もたれを使うことが許される。最大で30度の座角が許される。座角は、肩関節から股関節の線で測定される。

付記： C7からクッションまでを測定し、低い背もたれが許される（1.3.4参照）。

##### 4.4.3 SH1Cクラス

下肢の機能が失われていて、かつ体幹の機能が乏しい/失われている、座位で射撃をする選手。射撃用椅子に高い背もたれを使うことが許される。最大で30度の座角が許される。

付記： 背もたれの高さは、脇の下10 cmまで許される。

#### 4.5 SH2クラスの詳細な説明

以下の障害グループ分けは、指針としてのみ用いられるべきものである。機能クラス分け委員会は、全ての装備を着用して射撃姿勢をとった状態で各事例について検討することができる。

*上肢に測定可能もしくは目視で明らかな永久的な障害があり、そのために上肢で銃の重さを支え*

ることが不可能で射撃スタンドを必要とするライフル選手。

#### 4.5.1 SH2Aクラス

一方の上肢が機能しないか、または両方の上腕に重篤な障害があり、かつ通常の体幹機能をもつ、座位で射撃をする射手。このクラスの選手は、選手が希望するなら立位で競技してもよい。

#### 4.5.2 SH2Bクラス

両下肢が機能しないか、または両方の下肢に重篤な障害があり、良好な骨盤コントロールのある、座位で射撃をする射手。射撃用椅子に低い背もたれを使うことが許される。最大で30度の座角が許される。

付記： C7からクッションまでを測定して、低い背もたれが許される。座角は肩関節から股関節までで測定される。

#### 4.5.3 SH2Cクラス

下肢の機能が失われているか重篤な障害があり、かつ体幹の機能が乏しいまたは失われている、座って射撃をする選手。射撃用椅子に高い背もたれを使うことが許される。最大で30度の座角が許される。

付記： 高い背もたれの高さは、腋の下10 cmまでである。

#### 4.6 クラス分けの基準

クラス分けの基準に関するさらなる詳細は、クラス分け指針に定められる。

#### 4.7 詐病

詐病は、クラス分け委員に対する非協力を含めて、選手の機能または障害についてのあらゆる虚偽の表現や説明と定義される。もし選手が、クラス分け作業の医学的もしくは機能的段階で完全な協力ができないときは、クラス分け委員会はクラス分けを保留する。

選手に詐病の疑いがあれば、ISCDクラス分け委員は競技開始前であればいかなるときにでも、当初のクラス分けにおけるどのカテゴリーの選手に対しても抗議を申し立てることができる。選手が詐病していると判明したときは、IPCによるドーピング検査において確立されている方法に類似の事後処理手続きが実施される。

### 第5章：装備についての一般規則

#### 5.1 競技開始前に検査に合格していない装備の使用については、ISSFにおける場合と同様の処置を行う。

射撃コート・射撃ズボン・射撃シューズ・ニーリングロール（使用する場合）および銃器にかぎらず、全ての装備は競技の開始前にライフルSH2の付則に定められているように検査され、印を付けられなければならない。付録Eに記載されているようなチェックリストが検査の進行を記録

するために用いられる。

- 5.2 ISSF規則に記載されていない全ての装備は、ISCDの各種目の基準に適合していなければならない。
- 5.3 全ての射撃用椅子は、銃器服装検査の際、使用する射手が射撃姿勢を取った状態で検査される。さらに、競技の開始前、最中あるいは終了直後に射撃線において抜き打ち検査を受けることがある。
- 5.4 いかなる射撃用椅子の背もたれの部分も、とくに背もたれ側部の柱を含めて、本規則において定める最大高さを越えてはならない（付録B図7および8を参照）。
- 5.5 椅子の背もたれの布地より、チューブや枠が高くてはいけない。
- 5.6 背もたれの布地の最大弛み（伸び）は、8 cmを超えてはならない。このとき、背もたれの布地の最大弛み（伸び）とは、背もたれの垂直な側柱の後ろ側から背もたれの最深部のことを指す（付録B図9を参照）。これは、射手が椅子に座って射撃姿勢を取った状態で測定される。
- 5.7 射手と射手の用いる装備は、射座として定められた範囲の大きさ以内でなければならない。
- 5.8 座位で射撃をする選手の場合、銃身の中心線の高さは地面または床から測定して150 cmを越えてはならない。ISCDは、状況によって異なる高さを指定することができる。
- 5.9 射撃コートの丈は、骨盤の下よりも長くてもならない。

## 第6章：ドーピング規定

- 6.1 国際オリンピック委員会（IOC）のリスト「禁止および制限される薬物の種類と処方（Banned and restricted doping classes and methods）」に定められている物質を選手が使用することは許されない。
- 6.2 選手はドーピング検査の対象となる責任を負う。
- 6.3 各射手は、医師によって証明された使用薬物の一覧を機能クラス分け委員会に提出しなければならない。
- 6.4 ドーピング検査で陽性と判定された場合の罰則は、いずれが厳しい場合でも、国際パラリンピック委員会（IPC）ハンドブックもしくはISSF一般規定のドーピング規定の項にしたがう。
- 6.5 ドーピング検査の手数料は、競技会の参加料に含められなければならない。
- 6.6 試験の種類は、当該競技会の組織委員会と諮ってISCDによって決定される。

## 第7章 ライフル種目：技術規則

- RR1 ライフル選手は世界選手権および地域選手権において下表の種目に参加することができる。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
R1	エアライフル立射	男子	SH1	60	10 m	1時間45分
R2	エアライフル立射	女子	SH1	40	10 m	1時間15分
R3	エアライフル伏射	混合	SH1	60	10 m	1時間30分
R4	エアライフル立射	混合	SH2	60	10 m	1時間45分
R5	エアライフル伏射	混合	SH2	60	10 m	1時間30分
R6	イングリッシュマッチ	混合	SH1	60	50 m	1時間30分
R7	スモールポアフリーライフル	男子	SH1	伏射40立射40膝射40 50 m 1時間00分1時間30分1時間15分		
R8	スモールポアスポーツライフル	女子	SH1	伏射20立射20膝射20 50 m 30分45分40分		
R9	エアライフル立射	混合	SH3	60	10 m	1時間45分

RR2 ライフル選手はパラリンピックにおいて下表の種目に参加することができる。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
R1	エアライフル立射	男子	SH1	60	10 m	1時間45分
R2	エアライフル立射	女子	SH1	40	10 m	1時間15分
R3	エアライフル伏射	混合	SH1	60	10 m	1時間30分
R4	エアライフル立射	混合	SH2	60	10 m	1時間45分
R5	エアライフル伏射	混合	SH2	60	10 m	1時間30分
R6	イングリッシュマッチ	混合	SH1	60	50 m	1時間30分
R7	スモールポアフリーライフル	男子	SH1	伏射40立射40膝射40 50 m 1時間00分1時間30分1時間15分		
R8	スモールポアスポーツライフル	女子	SH1	伏射20立射20膝射20 50 m 30分45分40分		

RR3 座位で射撃をするクラスについては、射撃卓を射撃用椅子に取り付けてもよく、あるいは射撃卓を別に立ててもよい。卓上のものが落ちるのを防ぐために低いふちが設けられてもよいが、選手の安定性を高めたり支持を加えたりするものであってはならない（付録A図2参照）。

RR4 射撃卓は、卓の中央部で測定して水平（ $\pm 5$ 度以内）もしくは床と同じ角度でなくてはならない。

RR5 ライフル種目では、射撃卓や板に最大厚2 cm以内の圧縮性の素材を張り付けてもよい。台上の他の素材は、両肘に対して均一な厚さでなければならない。射撃卓、板またはその上に張り付けた素材にくぼみを作ることは許されない。

RR6 腕の長さの不均衡やそれと類似の問題のために必要であれば、高さを合わせるために1個のブロックを用いてもよい。ただし、このことが、機能クラス分け委員会によって承認され、クラス分けカードに記載されていない限りはならない。

RR7 いかなる方法であれ、支持を得るために射撃コートの上に座ることは許されない。

RR8 射撃卓による姿勢支持に関する全ての規則に照らして問題がなければ、付録A（図1および3）および付録B（図6）に示されている大きなまたは小さな射撃台の場所に、1個の射撃台を用いてもよい。膝射では、射手は小さい射撃台を使用しなければならない。

RR9 伏射をのぞいて、射撃卓を用いる場合は、いかなる形によっても身体の支持を得たり安定性を高めたりするように使用してはならない。射撃スタンドには、別の板や卓を取り付けてもよい。

- RR10 ジュニア用のライフルを用いてもよい。
- RR11 SH1クラスの付則
- 射撃スタンドを用いない選手に関する規則である。
- RR11.1 SH1Aの座位で射撃をする選手は、立位での射撃を選択してもよい。ただしその場合は、医師によって認められた通常の義肢／装具を除いては、いかなる人為的な支持にも頼ることなく立位を取らなければならない。腕切断のライフル選手の場合、ライフルは通常の義肢の上で支えてもよい。ただし、それは銃を握るものであってはならない。
- RR11.2 SH1クラスの立位射撃の場合、以下の例外を除いては全ての射撃姿勢はISSF規則にしたがって射撃される。
- a. 三姿勢種目の膝射では、必要であれば最大350 mmの高さの腰掛けを用いてもよい。
- b. エアライフル伏射では選手は伏臥位をとってはならず、射撃用椅子および卓を使わなければならない。この場合、選手は伏射姿勢における射撃用椅子および卓の使用に関するすべての規則に適合していなければならない。
- RR11.3 射撃用椅子に座っての立射姿勢では、銃は他の支持なしに（ISSF規則に準ずる）腕だけで支えられなければならない。腕のいかなる部分も射撃用椅子のいかなる部分にも触れてはならない。肘のどの部分も、大腿部および膝や車輪に触れたり、肋骨あるいは腹部以外からの支持を得てはならない。
- とくに、背もたれの直立部を支持に用いてはならない。
- RR11.4 立射姿勢ではスリングの使用は禁じられる。膝射および伏射ではスリングの使用は許される。
- RR11.5 射撃用椅子あるいは腰掛けに座っての膝射姿勢では、一方の肘のみが卓あるいは板に置かれてもよい。身体は板から明瞭に離れていなければならない。板・卓のフレームから支持を得てはならない（小型の射撃卓については、付録B図6を参照）。
- RR11.6 伏射では、両方の肘が（もし可能なら）（上腕ではない）射撃卓／板に置かれなければならない（付録A図1および3参照）。この姿勢での前腕は、前腕の中心線から測定して水平から30度以下の角度になってはならない。胸部および／あるいは腹部は射撃卓あるいは板にゆだねてもよい（付録A図1および3参照）。
- RR11.7 全ての立射種目では、射撃用椅子の肘掛けは取り外されなければならない。膝射種目では、卓／板を取り付けるのに使われていない射撃用椅子の肘掛けは取り外されなければならない。伏射および膝射姿勢では、射撃用椅子の肘掛けは射撃卓の一部である。
- RR12 SH2クラスの付則
- 射撃スタンドの使用が必要な選手に関する規則である。
- RR12.1 SH2クラスに属する全ての選手は、同じクラスで競技する。そして、銃の重さを支えるために、承認された形式の射撃スタンド（付録C参照）を用いる。

- RR12.2 スタンドは付録Cに定められる規格に適合しなければならない。他の支持法や器具を用いてはならない。スタンドは、卓に固定あるいは載せて用いてもよい。
- RR12.3 ピンの長さは最小80 mmである。ライフルの先台は射撃スタンドと90度の角度をとらなければならない。ふちの間隔（銃の保持部）は内の子で少なくとも65 mm幅でなければならない。ふちの高さは30 mmを超えてはならない。ふちの幅は30 mmを超えてはならない。
- RR12.4 SH2Aの座位で射撃をする選手は、立位での射撃を選択してもよい。ただし、その場合は医師によって認められた通常の補てつ法／整形法を除いては、いかなる人為的な支持に頼ることもなく立位を取らなければならない。
- RR12.5 ライフルの重心に公認のシールで印を付けなければならない。ライフルは重心から $\pm 5$  cm以内の場所で射撃スタンドに置かれなければならない。計10 cmの長さの印を付けなければならない。
- RR12.6 スタンドに対して銃の位置を固定する目的で銃およびスタンドにいかなる器具も取り付けはならない。射撃時には、左右いずれの手も射撃スタンドおよびスプリングに触れてはならない。
- RR12.7 すべての射撃姿勢で、スリングの使用は禁じられる。
- RR12.8 全ての射撃姿勢において、射手は発射の間に明瞭に銃の肩付けを外さなければならない。
- RR12.9 銃は、銃の異なる場所で両手で（もし可能なら）保持されなければならない。
- RR13 アシスタント
- RR13.1 必要であれば、選手には標的交換手または装填補助員が付いてよい。
- RR13.2 装填補助員を付けるかどうかの判断は、機能クラス分け委員会だけが行うことができる。
- RR13.3 銃は装填時に射手の肩から外されなければならない（RR12にしたがい肩付けを外す）。
- RR13.4 標的交換手および／または装填補助員は、競技中に話したり合図を発してはならない。
- RR13.5 標的交換手および／または装填補助員は、選手の後方にいなければならない。標的交換および／または装弾のためおよび／または照準調整のためだけに選手に近づいてもよい。射手から依頼しなければならない。
- RR13.6 標的交換手および／または装填補助員は、選手と同じ国のコーチやチーム役員であってはならない。

## 第8章-ピストル種目：技術規則

- PR1 ピストル選手は、世界選手権、地域選手権およびパラリンピックにおいて下表の種目に参加することができる。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
P1	エアピストル	男子	SH1	60	10 m	1時間45分
P2	エアピストル	女子	SH1	40	10 m	1時間15分
P3	スポーツピストル	混合	SH1	30遅撃ち30早撃ち	25 m	ISSF規則による
P4	フリーピストル	混合	SH1	60	50 m	2時間00分

- PR2 SH1Aの座位で射撃をする選手は、立位での射撃を選択してもよい。ただしその場合は、医師によって認められた通常の義肢/装具を除いては、いかなる人為的な支持にも頼ることなく立位を取らなければならない。
- PR3 すべてのピストル種目において、椅子の肘かけは取り外されなければならない。
- PR4 ピストル射撃においては、射撃しない側の手は射撃用椅子に託してはならない。
- PR5 フリーピストルにおいては、半自動式のピストルが用いられる場合には、一度に一発ずつ装弾されなければならない。

## 第9章：今後の開発検討事項

- 9.1 全盲および弱視射手のための一般規則
- 9.1.1 ISSF規則およびISCD規則が、全盲および弱視射手のための本特別規則によって修正された箇所を除いたすべての場合に実施される。
- 9.1.2 ISSF規則およびISCD規則は、本規則に挿入あるいは再記述をされることはなく、また、本節の規則はISSF規則およびISCD規則1996-2000年版に関連して取り扱われなければならない(とくに、危害予防、服装、射撃姿勢、ファイナル、団体戦などの一般的事項について)。
- 9.1.3 本節で定められた規則はISCDおよびISSF規則に付け加えられる。近い将来この一連の規則は実質上ISCD規則の一部としてISCD規則に統合される。
- 9.1.4 定義上、全盲および弱視射手は「射手」として呼称されるものとする。

## 9.2 種目

- 9.2.1 ライフル選手は、下記に挙げる世界選手権および国際地域選手権で競うことができる。

種目記号	種目	性別	クラス	弾数	射距離	射撃時間
R9	エア・ライフル立射	混合	SH3	60	10 m	1時間45分

## 9.3 装備

- 9.3.1 銃の最高重量および照準システムを除いて、すべての装備はISSFおよびISCD規則に適合しなければならない。
- 9.3.2 特別のスコープを装着した1丁のエア・ライフルが使用される。このスコープは、光を音に変換する電子回路を内蔵または接続されているものとする。標的上の光の強度に対応して、音の高低

差が表現される。スコープは標的からの反射光をとらえる。この方法で、射手はイヤホン/ヘッドホンを用いて標的の照準を"聴く"ことができる。

- 9.3.3 ライフルの重量は、装着した照準装置を含めて6kgを超えてはならない。
- 9.3.4 ライフルには光を音に変換するスコープ（音式スコープ）を装備してよい。変換された音は、ヘッドホンまたはイヤホンによって選手の聴覚に伝達される。他のいかなる照準装置もライフルに装着してはならない。
- 9.3.5 選手は各自の照明、ライフルおよびスコープシステムを準備する。
- 9.3.6 すべての用具はISSFおよびISCD規則に従った検査に提出されなければならない。
- 9.3.7 イヤホン/ヘッドホンから出力される音は、他の選手の妨げになるような音の強さを上回ってはならない。
- 9.4 クラス分け
  - 9.4.1 すべての射手はクラスS H 3にクラス分けされる。
- 9.5 最小限の障害
  - 9.5.1 最小限の障害に該当する射手が、競技参加を許可される：  
矯正視力0.1(6/60)以下および/または視野欠損20°以下の者。
- 9.6 二つのクラス分けに所属する場合
  - 9.6.1 S H 3クラスの射手がISCD規則にある機能クラス分けに述べられているような重複障害を持つ場合、射手は座位による射撃姿勢を選択し、ISCD規則に則った射撃用の椅子を用いてよい。
- 9.7 標的
  - 9.7.1 試合では、通常のISSF国際ピストル標的（射距離10mエア・ピストル）が用いられる。
  - 9.7.2 照準目的で、標的交換機が通常標的を送り出す位置の真上の壁面に、照準用標的（スワロフスキーまたはピストル標的）を設置し、ISSFピストル標的を射撃することが許可される。
  - 9.7.3 1標的1発射込みであること。
  - 9.7.4 R9の試合において、4枚の試射的を使用してよい。試射は無制限である。本射1発目以降、試射を行うことはできない。
  - 9.7.5 試射的は、射手が試射的であることを確認できるよう、たとえば標的の左上の角を切り落とすなどの方法で、組織委員会が印をつけなければならない。
- 9.8 アシスタント
  - 9.8.1 各選手に1名のアシスタントが許可される。

- 9.8.2 選手はアシスタントを各自準備すること。
- 9.8.3 アシスタントは、もし射手が他の射手の標的からの光を拾いがちな場合、射手を正しい方向に誘導してかまわない。
- 9.8.4 アシスタントは選手のために標的交換をしてもよい。
- 9.8.5 アシスタントは選手に射撃結果を告げてかまわないが、試合中にコーチングをしてはならない。
- 9.8.6 アシスタントは、安全確保の目的で他の射手を妨害することなく射手に触れることが許される。
- 9.8.7 アシスタントが8.3, 8.4, 8.5および/または8.6の作業に関与していないときは、射撃線から2メートル退き座っていないなければならない。

## 第10章：クラス分けカード

### 10.1.1 筋力検査

検査した運動範囲をクラス分けカードに記入する。筋力検査は、すべて3回反復されなければならない。(例：肩関節屈曲は、0°～90°の範囲で検査する。もし射手が抵抗に逆らってこの可動範囲の運動が3回できたなら、5点を与える。)

肩関節の水平屈曲において、内転させることで、三角筋の前部線維だけでなく大胸筋の検査も行わなければならない。

肩関節伸展では、三角筋の後部線維だけでなく広背筋と菱形筋の検査も行わなければならない。

筋肉テストの得点は3点以下の場合0点とみなす。

### 10.1.2 体幹機能

筋力ポイントは用いられない。腹部および脊柱の伸展筋群は、どちらも射撃用の椅子に座って検査する。筋活動は、明らかに両側ともに認められなくてはならず、筋肉評価の3、4および5点は、+とする。

#### 10.1.2.1 腹筋

射手は前屈曲し、左腕を右下肢の近くに下げる。射手はクラス分け判定者が与える抵抗に反して肢位を保とうとする。左右両側について検査されなければならない。

#### 10.1.2.2 脊柱の伸展筋群

射手は右腕を左下肢の近くにおき、クラス分け判定者が肩甲骨部分に加える抵抗に逆らって肢位を保とうとする。左右両側について検査されなければならない。

### 10.1.3 機能検査

#### 10.1.3.1 肩水平位での体幹の側屈(腰方形筋)

この検査は射撃用の椅子に座って実施するが、もし可能であれば背もたれに寄りかからないよう浅く腰掛けた状態で行う。射手は一侧の腕を水平に伸ばす。もし腰方形筋が活動していれば、検査は+とする。

検査結果が-の場合、その射手は小クラスCに属する。

テスト評価が+の場合、次の検査結果により、その射手は小クラスAまたはBに判定される。

#### 10.1.3.2 片側への側屈

この検査は射撃用椅子に座って実施する。クラス分け判定者は射手の両下肢を固定する。もし、射手の両手がほとんど床に届き、元の肢位にもどることができ、下肢（股関節外転筋群、内転筋群および外・内旋筋群）が活動している場合、検査は+である。

検査結果が-の場合、その射手は小クラスBに属する。

検査結果が+の場合、その射手は小クラスAに属する。

#### 10.2 てんかん

てんかんの場合、その状態が安定し、かつコントロール可能な状態にあることが肝要である。クラス分けの際、神経医学医による診断書がクラス分け委員に提出されなければならない。この証明書は、てんかんが安定した状況にあることおよびてんかんの種類が明記されたものであること。

射撃場での安全確保を鑑みると明白なことであるが、一過性の部分性てんかんの場合、射撃を禁止する。

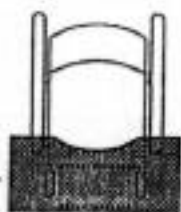
#### 10.3 公認国際クラス分け判定員

世界選手権および国際地域選手権大会、そしてパラリンピック大会においては、全ての判定員が公認国際クラス分け判定員であること。

公認国際クラス分け判定員となるには、志願者はISCDの指導の下、最低2回のクラス分けに参加すること。国際資格を保持するには、国際クラス分け判定員は最低2年に1回、射撃の機能的クラス分け判定に携わること。

付録A

図1



大きさ  
無制限

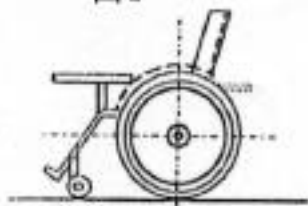
図2



ふちは低い

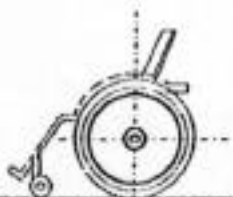
伏射：両肘をのせられる板を用いてよい

図3



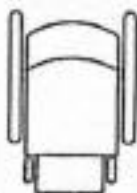
伏射：両肘を置いてよい（可能な場合）

図4



立射：板使用不可／肘を  
のせてはならない

図5



立射：板使用不可／  
肘かけ使用不可

付録B

図6

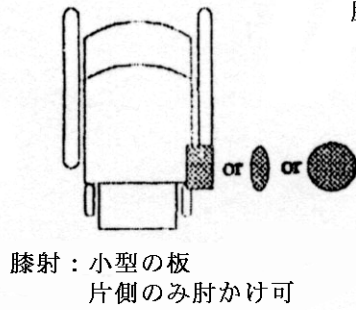


図7

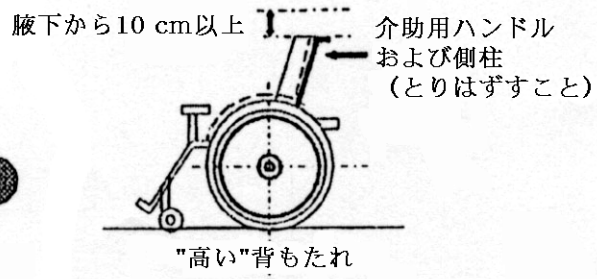


図8

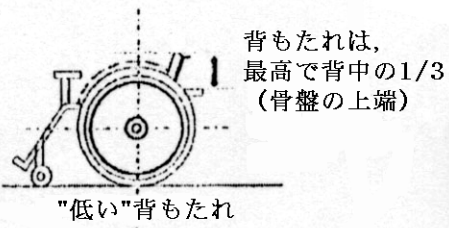
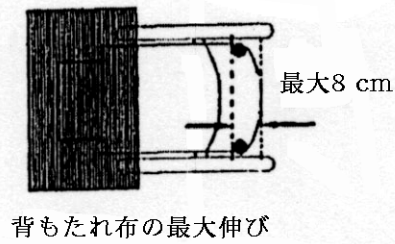
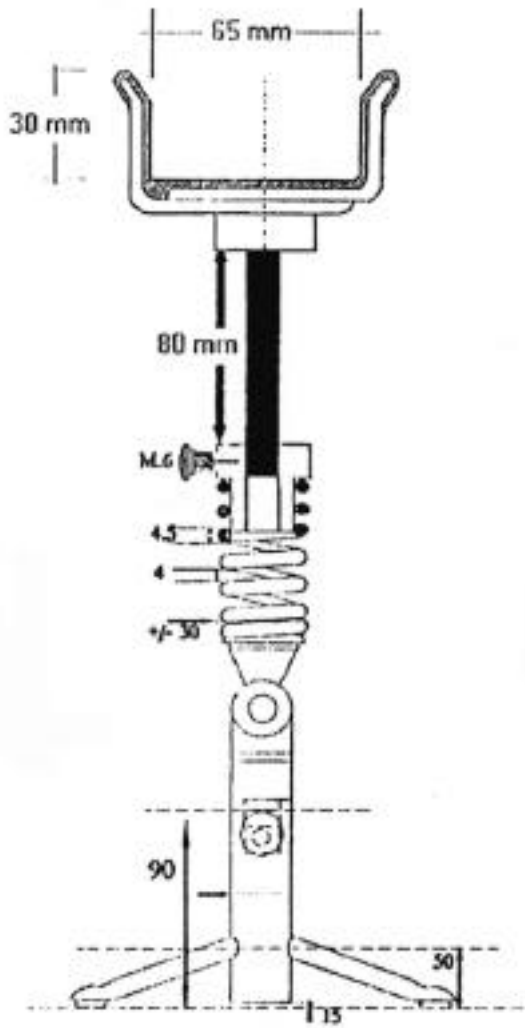


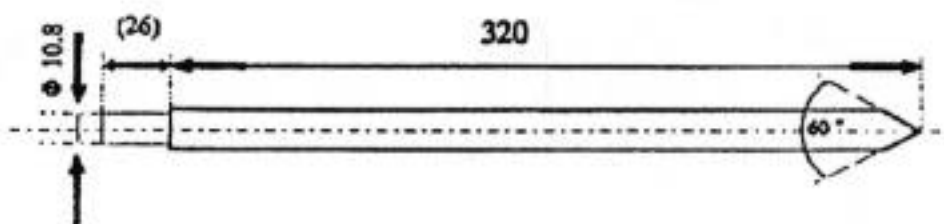
図9



付録C 射撃スタンド

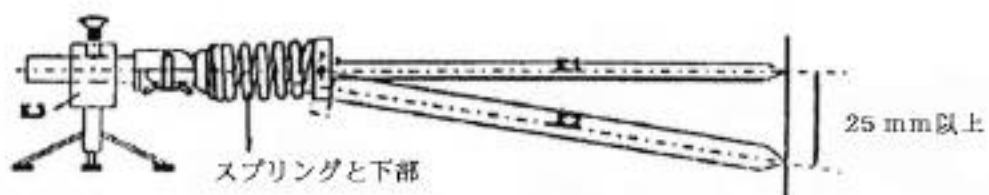


付録D



許容誤差： K.1 -  $\phi 11 \text{ mm} - 250 \text{ gram} - 0 \text{ gram} + 2 \text{ gram}$

K.2 -  $\phi 19 \text{ mm} - 720 \text{ gram} - 2 \text{ gram} + 0 \text{ gram}$



付録E

**Checklist for inspection of equipment**

- |                       |     |                          |     |
|-----------------------|-----|--------------------------|-----|
| 1. <b>Equipment</b>   | ___ | 2. <b>Chairs</b>         | ___ |
| Jacket                | ___ | Armrests                 | ___ |
| Trousers              | ___ | Side posts               | ___ |
| Boots                 | ___ | Low backrest             | ___ |
| Gloves                | ___ | High backrest            | ___ |
| Kneeling roll         | ___ | Stretch backrest         | ___ |
| Sling                 | ___ | Kneeling roll            | ___ |
| Guns                  | ___ |                          |     |
| 1. <b>Tables</b>      | ___ | 2. <b>Support Stand</b>  | ___ |
| <i>Prone Table</i>    |     | Rifle-holder             | ___ |
| Horizontality         | ___ | Spring, measuring        | ___ |
| Size                  | ___ | Prosthesis rifle-support | ___ |
| Compressive material  | ___ | Balance mark on rifle    | ___ |
| <i>Kneeling Table</i> |     |                          |     |
| Horizontality         | ___ |                          |     |
| Size                  | ___ |                          |     |
| Compressive material  | ___ |                          |     |

付録F

## APPLICATION FOR SHOOTING RECORD

**Record Application Form** to be submitted to the secretariat of the International Shooting Committee for the Disabled (ISCD) by first class mail within two months following the date of competition. Applications without a complete list of results, programme, a copy of the scoresheet and classification card are not acceptable.

### 1. GENERAL INFORMATION

Date : ../../.. Requested record : Paralympic/World/Regional\*

Country : ..... Location : .....

### 2. INDIVIDUAL COMPETITION

Last name : ..... First name .....

Country : ..... Sex : Male/Female\*

Event nr : ..... Description ..... Score .....

### 3. TEAM COMPETITION

Country : ..... Sex : Male/Female\*

Event nr : ..... Description ..... Score .....

Name team members Class Sex

..... Male/Female

..... Male/Female

..... Male/Female

### 4. OFFICIALS

Name Referee Country Signature

.....  
.....  
.....

Technical Delegate or technical representative of the ISCD :

I hereby certify that the rules of the ISSF and the ISCD have been complied with, that the officials were duly certified and that the above statements are accurate. A certified survey of the shooting range event facilities attests to conformance with ISSF measurements and specifications.

Name ..... Signature .....

### 5. NATIONAL FEDERATION

Name ..... Position .....

Date : ../../.. Signature .....

*For ISCD organisation purpose only*

Received Date : ../../.. Ratification : ../../..

Approved Yes Date : ../../.. Federation : IPC/ISMWSF/SOD/CP-SRA

Approved : No Ground : .....

付録G

<b>Protest Form</b>	
<b>Details of person submitting form</b>	
Name :	
Federation/Country :	
Status :	
Date and Time :	
Event :	
Competitors name & number	
Country :	
Class :	
Protest (use back of form for description)	
<b>For official use</b>	
Date and time received :	Protest/Appeal*
Protest fee paid :	
Decision of protest jury (use back of form)	
Date and time :	
Signatures of protest jury :	
Protest/Appeal* fee refunded :	
Signature	

付録G (裏面)

<b>Proest Form</b>
Protest (Description)
Decision of the Jury

## 国内適用規定

- 1.1.1 日本障害者射撃競技規則（以下、本規則と呼ぶ）は、ISSF規則に準じて制定されるライフル射撃競技規則に関連して解釈、実施される。
- 1.1.7 抗議料は、ISSF一般技術規則国内適用規定13.0に準ずる。
- 1.2.0 ライフル射撃競技規則集第1巻記録公認規定を参照のこと。
- 4.1.1 国内においては、クラス分け認定証規定に準ずる。  
障害者の競技会においては、障害者手帳を所持していることを参加条件とし、各競技会の要項でその競技会で採用するクラス分けを示す。

### RR1およびRR2

一般競技会に参加する場合、各種目の競技時間はライフル射撃競技規則集にしたがう。

- RR11.2 エアライフル伏射では、射手は伏臥位もしくは射撃用椅子および卓を使う姿勢のいずれで射撃をしてもよい。
- RR13 アシスタントについては、クラス分け認定証に関する規定に準ずる。

## 第2部 国内一般競技会への参加に関する規定

1. この規定は、障害をもつ射手（以下、「射手」と呼ぶ）がわが国の一般競技会（以下、「競技会」と呼ぶ）に参加する機会を最大限に確保することを目的とする。
2. 第1部4.4において規定されるSH1クラスに含まれる射手は、競技会の要項に定める参加資格を満たしているならば、わが国で実施される全ての競技会の全ての種目に参加することができる。
3. 第1部4.5に規定されるSH2クラスに含まれる射手は、競技会の要項に定める参加資格を満たしているならば、わが国で実施される全ての競技会において、第1部RR1で規定されるSH2種目に対応する種目に参加することができる。この場合、SH2として別クラスを設ける。競技会の主催および主管は、SH2クラスに含まれる射手がその競技会に参加を希望する場合、SH2クラスを設け、その射手を参加させる義務がある。参加人数が少ないことを理由にその種目を不成立にしてはならない。
4. 上記の射手が競技会に参加する場合、射手は第1部で認められている用具ならびに射撃の方法を用いることができる。
5. エアライフル種目で、伏射で射撃用椅子および卓を使う姿勢で射撃する場合および膝射においては、射手は立射の高さの標的に射撃をする。